

### 「施工プロセス」のチェックリスト(小規模工事)

小規模工事は、当初請負金額500万円未満の工事の施工プロセスのチェックに限り使用することができる。

1. 工事名 \_\_\_\_\_  
 2. 工期 \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_  
 3. 請負人 \_\_\_\_\_

所管課名: \_\_\_\_\_  
 監督員名: \_\_\_\_\_

- ①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員が確認する。
- ②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、およびその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や正状況等を記入する。
- ③用語の定義については、契約後:当初契約後、変更後:工期内に行なう契約変更後とする。
- ④確認項目欄の★マーク項目については、「工事施工体制点検」と併せた評価をする。
- ⑤工事規模、工事内容等によって、チェックの対象とならない項目は、確認項目欄またはチェックリスト一覧表欄に取り消し線(斜線)を付ける。

審査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)										備考 (指示事項及びその正状況等)			
				着手前	施工中										完了時		
					1	2	3	4	5	6	7	8	9		10		
1	I 施工体制一般	○契約工程表	契約締結の14日以内に、工程表が提出された。 (契約後、変更後)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
			★「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。 (施工時1回程度)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
			★・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。 (施工時1回程度)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
			施工体制台帳、施工体系図	★・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 (施工時の当初、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)
				・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。 (施工時の当初、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
				★・施工体制台帳に下請負金額を記入している。 (施工時の当初、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
				★・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
				・施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (施工時 1回/月程度)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
		★・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 (施工時の当初、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □				
		★・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 (施工時の当初、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □				
		○建設業許可標識	建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者(主任技術者)を正しく記載している。 (施工時 1回程度)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □				
II	配置技術者/現場代理人	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。 (施工時 1回/月程度)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □				
			・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。 (施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □				
		○専門技術者の配置	・専門技術者を専任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		建設業法第26条の2に規定する技術者	



